

介護老人保健施設 梅名の里
通所（介護予防）リハビリテーション運営規程

（主旨）

第1条 社会福祉法人静和会が開設する介護老人保健施設 梅名の里 通所リハビリテーション（以下「事業所」という）が実施する、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業所が実施する事業の職員は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効におこなうよう努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 介護老人保健施設 梅名の里
- 2 所 在 地 静岡県三島市梅名 578 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業に従事する職員の職種、定数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 職員の職種、員数
 - (1) 管理者（医師と兼務） 1名
 - (2) 医師 1名以上

- | | |
|--------------|------|
| (3) 看護職員 | 1名以上 |
| (3) 介護職員 | 8名以上 |
| (4) 理学・作業療法士 | 1名以上 |

2 職員の職務内容

- (1) 管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な看護を行う。
- (4) 介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切なリハビリテーションを行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理、食事の相談を行う。

(利用日及びサービス提供時間)

第6条 事業所の利用日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日（半日型は月曜日～金曜日）
休業日 日曜日・年末年始（半日型は土、日・祝日）
(但し、利用者等の要望により臨時の営業日・休業日を設けることがある。
この場合、利用者等及び関係各所へ相当期間の猶予をおき、文書等による
事前通知をもって実施するものとする。)
- 2 サービス提供時間

1日型	9時30分	～	15時35分
半日型	9時30分	～	12時20分
	12時30分	～	15時35分
- 3 営業時間 8時30分 ～ 17時30分
- 4 電話による24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第7条 事業の定員は、	9時30分～15時35分	50名×1単位
	9時30分～12時20分	30名×1単位

12時30分～15時30分

30名×1単位

(事業の内容)

第8条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあたっては介護予防に資すよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書及びリハビリテーション実施計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助、食事、送迎を実施する。

(通常の事業の実施の範囲)

第9条 通常の事業の実施地域は、三島市（但し、東海道新幹線線路より南側の地域）、函南町（但し、丹那・軽井沢・田代・平井・上沢の5地域は除く）、清水町（但し、徳倉・中徳倉は除く）、伊豆の国市（但し、旧大仁町は除く）とする。

(利用料、その他の費用の額)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスである時は介護負担割合証に応じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、食費、日用品費、教養娯楽費、理美容代、おむつ代、その他費用等、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 3 緊急入院等をやむを得ない場合を除き、利用者の都合で事業利用が当日キャンセルになった場合には、昼食代相当を徴収する。
- 4 その他注意事項
事業の利用及び費用の徴収については、利用者又はその家族に説明し、同意を得るものとする。
※各種加算の算定は重要事項に基づくものとする。

(通所リハビリテーション計画の作成等)

第11条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所リハビリテーション計画を作成する。

- 2 通所リハビリテーション計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

- 3 利用者に対し、通所リハビリテーション計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(施設利用にあたっての留意事項)

第 12 条 当施設利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 介護保険証の確認 利用の申込みにあたり、利用希望者の介護保険証を確認するものとする。
- ・ 喫煙・飲酒 原則的には禁止とする。
- ・ 火気の取扱い 火気の持込は禁止する。
- ・ 設備・備品の利用 施設内の設備・備品は本来の用法に従ってご利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
- ・ 金銭・貴重品の管理 金銭・貴重品等は原則として自己管理とする。
- ・ 宗教活動・政治活動 「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・ 動物飼育 施設内へのペットの持ち込みは禁止する。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第 13 条 事業の提供にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記入した文章を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置し、非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者、火元責任者には事業所管理者を充てる。
- (2) 始業時、終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①昼間想定防災訓練（消火、通報、避難） 年 2 回

②非常災害用設備の使用説明の徹底 随 時

(6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 事業所は (6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

(業務継続計画)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務継続再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行う。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必死に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生時の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合に、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、主治医、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼する。

3 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(秘密保持)

第 17 条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業所が、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の情報を使用する場合は、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第 18 条 提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速

かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(衛生管理)

第 19 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとするとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第 20 条 事業所は、職場におけるハラスメント防止するための雇用管理上の措置を以下のように定めるものとする。

1 職場におけるハラスメントの内容及び行ってはならない旨の方針を明確化し職員に周知・啓発する。

2 相談に対する担当者をあらかじめ定めることにより、相談への対応のための窓口をあらかじめ職員に周知する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し
(テレビ電話装置等の活用を可能とする)

その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束に関する事項)

- 第 22 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、診療記録に記載し、入所者又はその家族に対して説明を行い同意を得るものとする。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

- 第 23 条 事業所は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 24 条 職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 静和会理事会の承認を得て別に定める。
 - 3 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 4 全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
また、職員の資質向上のために定期での研修の機会を設けるものとする。

(附則) この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 20 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は平成 22 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 30 年 10 月 5 日から施行する。
この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。